

天慶六年日本紀竟宴和歌序の

「終ニ於壬寅之歲」 「四十二帝」 について

福 田 武 史

はじめに

日本紀竟宴和歌は日本書紀講書（日本紀講）の竟宴において詠まれた和歌のことであり、『日本紀竟宴和歌』（本妙寺藏本。諸伝本の祖本）に元慶六年度の竟宴和歌二首、延喜六年度の四十首および歌序、天慶六年度の四十一首および歌序が集成されている。

竟宴の次第については弥富破摩雄「日本紀竟宴和歌の研究」¹⁾、橋本不美男「日本紀竟宴和歌」（『王朝和歌史の研究』）²⁾らの業績があり、梅村玲美『日本紀竟宴和歌の研究——日本語史の資料として——』³⁾も発表され、だいぶ明らかとなっている。その一方で、竟宴和歌の個別の作品分析、あるいは、竟宴和歌全体の総合的研究は十分になされているとは言いがたい。特に、歌序に関しては従来ほとんど触れられ

ることがなかった。

本論では、その先行研究の欠を補うべく、橋直幹の手になる天慶六年竟宴和歌序の一節をとりあげ、それが『日本書紀』との対応関係において問題があることを明らかにし、さらにその問題が文化史的な広がりの中なかでどのように位置づけられるべきかを論じる。

検討の対象とするのは、『日本書紀』の成立と構成について述べた箇所である。

是用元正天皇御宇之時、勅^一品舍人親王・從四位下大朝臣安麻呂等^一、俾^レ撰^二日本書紀^一。上起^三渾沌^一、下別^二三人神^一。始^三於辛酉之元^一、終^三於壬寅之歲^一。惣三十卷、勅^二為^二一家^一。（中略）洎^下于持統禪讓之際、伝^以三洪基^一、文武謳歌之初、受^中其曆數^上。乃是四十二帝之興衰者纖微必録、一千余年之治乱者旨要無^レ遺^二。

『日本書紀』が舍人親王と太安万侶による撰録だという認識は「弘仁私記序」を受け継いだものだが、下文の「始_三於辛酉之元_一、終_三於壬寅之歲_二」「乃是四十二帝之興衰者織微必録」の部分が大きな問題を抱えている。

まず、和歌序は『日本書紀』の構成について「上起_三渾沌_一、下別_三入神_二」、つまり『日本書紀』前半部は神代上冒頭の「古天地未_レ剖、陰陽不_レ分、渾沌如_三鷄子_一、溟滓而含_レ牙」（『日本書紀』(一)『四二三頁』⁴）以下から始まるという、前半と後半は神代（卷一・二）と人代（卷三以降）とに区分されるとする。それを受けて「始_三於辛酉之元_一、終_三於壬寅之歲_二」と述べるのは、『日本書紀』が紀年を干支で示すようになるのは第三卷神武紀以降なので、卷三以降の範囲を示しているものと受け止めて良いだろう。そして、その結末部は「持統禪讓之際」「文武謳歌之初」までであり、神武天皇以降「四十二帝」の記事が『日本書紀』に仔細漏らさず含まれているとする。

この要約は果たして適切だろうか。実際には、「辛酉」で始まり「壬寅」で終わるとするのは『日本書紀』本文の範囲とは合致せず、また、天皇代を「四十二」と数えるのも『日本書紀』の示す皇統譜からは導き出されない数字なのである。

一 「始_三於辛酉之元_一、終_三於壬寅之歲_二」「四十二帝」をめぐって

まずは「始_三於辛酉之元_一」について検討を加えよう。「元」については景行天皇元年の「太子即天皇位。因以改_レ元」（『日本書紀』(二)『四六九頁』）が参考になり、この一字で君主の即位元年を意味する。「壬寅之歲」と対句を形成するために、「辛酉之元」という漢文としては類例を見ない生硬な表現をとることになったのであろう。「元」が即位元年ということであれば、ここで「始」とある以上、初代天皇である神武の即位記事が参照されなくてはならない。

辛酉年春正月庚辰朔、天皇即_三帝位於樞原宮_一。是歲為_三天皇元年_一。尊_三正妃_一為_三皇后_一。生_三皇子神八井命_一・神渟名川耳尊_一。故古語稱之曰、於_三畝傍之樞原_一也、太_三立宮柱於底磐之根_一、峻_三峙搏_一風於高天之原_一、而始馭天下之天皇、号曰_三神日本磐余彥火々出見天皇_一焉。（『日本書紀』(一)『四八九頁』）

神武天皇元年が「辛酉年」とする点においては、和歌序の記述は誤りではないと了解される。ただし、厳密にいえば、『日本書紀』卷三は神武即位記事から始まるのではない。むしろ、分量としては即位以前の東征譚が卷三の大部分を占めており、神武前紀こそが神武紀全体にとつての核

心であると認められる。その冒頭では東征を開始した年が干支で示されていることに注意しなければならぬ。

神日本磐余彥天皇、諱彥火々出見。彥波瀲武鸕鷁草葺不合尊第四子也。母曰三玉依姫^一。海童之少女也。天生而明達。意確如也。年十五立為三太子^二。長而娶^三日向国吾田邑吾平津媛^二、為妃。生三手研耳命^一。

及三年卅五歳^一、謂三諸兄及子等曰（中略）諸皇子対曰、理実灼然。我亦恒以為念。宜早行之。是年也、太歳甲寅。（『日本書紀（二）』四七八〜九頁）

神武天皇の物語は実質的には「甲寅」から始まると考えられるわけで、その立場によれば和歌序が「辛酉」を持ち出すのは不審といえる。しかし、これは「人代」の開始を初代天皇の即位の時点として設定したのだと捉えれば問題はなく、「歳」の対として「年」等を措いて「元」が選ばれたのもその事情によるのであろう。

より重大な問題は「終^三於壬寅之歳^二」にある。『日本書紀』人代の起点をどこに置くのかについて異論はありえても、終わりの部分は動かしようがないにもかかわらず、『日本書紀』は「壬寅」では完結しないのである。卷三十持統紀は「八月乙丑朔、天皇定^三策禁中^一、禪^三天皇位於皇太子^二」（『日本書紀（五）』四六二頁）という持統天皇十一年八月の讓位の記事で結末を迎える。持統天皇元年は丁

亥年（「是年也、大歳丁亥」、『日本書紀（五）』四四二頁）なので、十一年は丁酉年にあたる。誤写の可能性はなく、また、直近の「壬寅」（後述）とは五年もの開きがあり、もとより計算違いでは説明できないはずだといわざるをえない。

それでは、壬寅年は何を意味するのかといえば、持統天皇にかかわるものでは大宝二年、つまり天皇崩御の年を指すのだと考えるのが最も自然であろう。しかし、それが語られるのは『続日本紀』の大宝二年条であって、『日本書紀』ではない。序文の作者である橘直幹は、持統天皇の讓位ではなく、崩御の記事を含めて『日本書紀』が成り立っていると誤解していたのである。

「乃是四十二帝之興衰者織微必録」の箇所も『日本書紀』の皇統譜そのものに立脚していた場合はあり得ない記述としてあわせて注意したい。ただし、『日本書紀』は本文中に天皇の代数を示さず、神功皇后の皇統譜的位置づけについて不明瞭な点を残すことにはあらかじめ言及する必要がある。神功皇后に対しては卷九全体が本紀としてあてられているが、皇后はあくまで摂政であり（「是年也、太歳辛巳。即為^三撰政元年^二」、『日本書紀（二）』五〇一頁）、天皇としては即位していない。しかし、神功紀の体裁はまさに本紀そのもので、皇后を天皇に准じる扱いをしており、

天皇代に含めるかどうかで両論が並立しうる土台が『日本書紀』そのものにすでにあった。

『住吉大社神代記』の割注においては、「氣息長姫天皇。諱神功。天皇第十五代。初居_二樞日宮_一。後磐余稚桜宮。在_二大和国十市郡磐余里_一也」と、神功を「天皇」として「第十五代」に数える。天平七年撰とされる『住吉大社神代記』の成立年代には疑わしい点が多いものの、『東大寺要録』（巻四「諸院章第四附神社」）には「八幡宮（中略）我是日本人皇第十六代誉田天皇広幡八幡曆也」とあり（神功を第十五代と数えるために応神が第十六代となる）、『日本紀略』も神功を「第十五代」とする。歴代に数えることがつとに一般的であったとは認められよう。

ただし、加えても加えなくても和歌序の「四十二帝」の問題は解消されない。

神武（一）綏靖（二）安寧（三）懿德（四）孝昭（五）孝安（六）孝靈（七）孝元（八）開化（九）崇神（十）垂仁（十一）景行（十二）成務（十三）仲哀（十四）神功（撰政）応神（十五）仁徳（十六）履中（十七）反正（十八）允恭（十九）安康（二十）雄略（二十一）清寧（二十二）顕宗（二十三）仁賢（二十四）武烈（二十五）継体（二十六）安閑（二十七）宣化（二十八）欽明（二十九）敏達（三十）用明（三十一）崇

峻（三十二）推古（三十三）舒明（三十四）皇極（三十五）孝徳（三十六）斉明（三十七）天智（三十八）天武（三十九）持統（四十）

神功を歴代数に入れなかった場合に持統は第四十代、仮に入れたとしても第四十一代であり、和歌序のいう「四十二帝」には合わないのである。なお、「泊_下于持統禪讓之際、伝_三洪基_一、文武謳歌之初、受_中其曆数_上」と文武天皇に言及されていることから、第四十二代は持統ではなくて文武を指すと考えた場合、神功を歴代数に入れば齟齬をきたさないと解釈できる余地も残されてはいる。しかし、それでは「興衰者織微必録」の部分が説明できなくなってしまう。言うまでもなく、『日本書紀』は文武の事跡には一切触れないからである。どちらの可能性を考慮に入れても『日本書紀』の内容とは矛盾する。

二 年代記の広範な利用

如上の事態が生じる原因は、直幹が序文を執筆するにあたって『日本書紀』そのものを直接参照していなかったという以外にない。要するに、神武の即位元年と持統の崩御年の干支を容易に調べる事が可能であり、また、持統までの天皇代を四十二と数えるような歴史テクストに依拠して直幹は日本古代史の知識を得ていたわけである。

ここで想起されるのは、八世紀に發生し、平安時代以降広く流布して利用された、『日本書紀』を改編して成立したテクスト群の存在である。神野志隆光氏が説くように、つとに昌泰四年の三善清行『革命勘文』において、『日本書紀』の改編本が利用されていた。その改編のポイントは「簡略化」と「通史化」に尽きる。『日本書紀』の（またはその後の国史の）記事を抄出し全体の分量を減らすことで通覧の便がはかられたのであった。結論を先取りしていえば、直幹が利用したのも通史化された歴史テクストにほかならない。

直幹による利用を想定するにあたって、その背景をおさえる必要がある。通史的な歴史テクストは従来指摘されている以上に広く流布し、定着していたのではないか。それはかなり早い段階、具体的には奈良時代末・平安時代初期においてすでにその実用が推定されることから了解される。今まで注意されてこなかった例として、延暦八年成立とされる『高橋氏文』の逸文があり、通史が実用されてきた傍証として挙げられる。

高橋氏文云、挂畏巻向日代宮御宇、大足彦忍代別天皇五十三年癸亥八月（中略）五十四年甲子九月、自伊勢還坐於倭纏向宮。五十〔七脱〕年丁卯十一月（中略）自纏向朝廷歲次癸亥、始奉貴詔勅、所

賜膳臣姓、□〔天〕〔都〕御食〔乎〕伊波比由麻波理〔天〕仕奉来、迄于今朝廷歲次壬戌并卅九代、積年六百六十九歲。〔延暦十一年。〕

周知の通り、『日本書紀』は年に関して原則として各天皇の即位元年のみ干支を示す。ほぼ同文といえる『高橋氏文』の景行天皇五十四年条を比較してみればわかりやすい。五十四年秋九月辛卯朔己酉、自伊勢還於倭居纏向宮。〔日本書紀（二）四八四頁〕

五十四年甲子九月、自伊勢還坐於倭纏向宮。〔前掲『高橋氏文』〕

『高橋氏文』のように景行天皇五十三年・五十四年・五十七年それぞれの年に付された干支は、作者が景行天皇元年の「是年也、太歲辛未」〔日本書紀（二）四六九頁〕をもとに指折り数えて出したものではないだろう。干支がすでに注記されている（そして、同時に朔日等の干支については省略する）テクストをそのまま利用したのである。

ここではさらに、「積年六百六十九歲」という、古代のある起点からの経過年数を示すありようにも注目したい。過去数百年にもわたる長い年月を、概数あるいは「〇〇余歲」と曖昧なかたちではなく、一の位まで正確に計算することはいかに可能であったか。実際問題として、『日本書紀』そのものは経過年数の算出には甚だ不便なつくりにな

なっているといわざるを得ない。たとえば、神武紀でいえば、東征の開始から即位までは六年経過している。それ以外にも、綏靖の即位前に三年、孝昭の即位前に一年、仲哀の即位前に一年、仁徳の即位前に二年、允恭の即位前に一年、それぞれ空位の期間があるので、統治年数を単純に足しただけでは正確な積算はできず、不注意による計算の誤りは十分あり得た。孝徳紀以降の元号（大化・白雉・朱鳥）の併用もその危険性を高めたはずである。

『日本紀略』のような、『日本書紀』に記事がない年も含めて）天皇の治世期間の年を全て一覽化した上で、それぞれに干支を付すという体裁の年代記の利用をここで想定して良いのではないか。干支が六十の倍数で循環することを利用して上で、残りの端数の年を一々数えることで年数の計算は極めて容易なものとなる。『高橋氏文』の例でいえば、

第十二代 景行天皇（中略）

【癸亥】五十三年秋八月丁卯朔。是月。乘輿幸_二伊勢_一。

転入_二東海_一。（中略）

第十三代 成務天皇（中略）

【戊午】卅八年春三月庚辰朔。立_二甥足仲彥尊_一為_二皇太子_一。年卅一。

【己未】卅九年 【庚申】五十年 【辛酉】五十一年

【壬戌】五十二年 【癸亥】五十三年 【甲子】五十四年 【乙丑】五十五年 【丙寅】五十六年 【丁卯】五十七年 【戊辰】五十八年 【己巳】五十九年 【庚午】六十年夏六月己巳朔己卯。天皇崩。時年一百七歲。⁽¹⁴⁾

景行天皇五十三年（癸亥）から六十年後の癸亥は成務五十三年、百二十年後は神功摂政四十三年云々と、桓武天皇延暦二年で十一度目の癸亥年が巡り、そこに九年を加えて「積_二年六百六十九歳_一」が正確に求められる次第となる。

古代史の年代記的テキストが切実に必要とされたのは仏教界であった。端的にいえば、奈良時代から平安時代にかけて仏教界において発生した、仏滅年次・末法到来年次の年代確定とその計算という問題がきっかけとなって、その利用が広まったと考えられるのである。

末法思想といえば、古代後期から中世にかけて特に関心が高まったのだが、田村圓澄氏⁽¹⁵⁾や石田瑞麿氏⁽¹⁶⁾らがつと明らかにしたように、大陸における末法観の移入によって奈良時代末には意識化され、平安時代極初の段階ですでに南都の仏僧の間で仏滅や末法到来の年次をめぐって論争が起きるといふ状態であった。それは中国仏教界において生じた見解の相違⁽¹⁷⁾を持ちこんだことで複雑化したものであるが、大雑把にいえば、正法五百年・像法千年説と正法千年・像

法千年説、そして周穆王壬申年仏滅説（『周書異記』・周匡壬子年仏滅説（『歴代三寶記』）に分かれて説かれてきた。田村氏による「釈迦入滅年数算定一覽」が諸説を分類しているが、『法相灯明記』（弘仁六年）『正像末文』『一心戒文』（所収「荷表与之四条式達殿上文」、弘仁十年）『高野雜筆集』『日本靈異記』、ここに末木文美士氏が指摘する『中観論疏述義』（安澄『中観論疏記』所引。光仁天皇代以前）、『成唯識論述記序釈』（延暦十六年以前¹⁸）を加えると、延暦から弘仁にかけてほぼ同時代に仏滅年次・末法到来年次が一斉に注目されたことが目をひく。

試みに、弘仁六年の維摩会に際して記録されたとされる慚安『法相灯明記』の該当箇所を引いてみよう。

無上正法東流已来。所レ経歳数。假令自¹⁹仏入滅壬申一
至²⁰弘仁六年。都合一千四百三十歳。【一云。一千七
百六十七歳。】吾日本朝仏像流行。從²¹広庭天皇十三
年壬申²²至²³弘仁六年乙未歳²⁴。合二百六十八歳²⁵。

仏滅からの経過年数を厳密に計算しなければいけないのは、言うまでもなく、末法に入る年を正確に知る必要があったからである。このような計算を行なうには『日本書紀』そのものの利用は不便であったこともすでに本論で述べた。

ここで注意したいのは、経過年数を周穆王壬申年あるい

は周匡壬子年とされる仏滅の年から起算する場合、それを日本の年代と対応させる必要が生じることである。その点に関しては、『延喜式』諸本の目録に付される『歴運記』（弘仁歴運記）の佚文が見逃せない。

歴運記 今名公卿記

天皇五十二代【起²⁶神武天皇元年²⁷。至²⁸今上弘仁二年²⁹。歴³⁰一千四百七十一年³¹。】男帝卅三。女帝八。
【二帝重治天下者。】皇后一。

案³²本紀等諸書。昔者天津彦火瓊々杵尊初從³³降始王³⁴西土。次彦火々出見尊。次彦波瀲武鸕鷁草葺不合尊。惣三代。経³⁵一百七十九万二千四百七十歳³⁶。並時世邈遠。事迹神異。具³⁷于旧記³⁸。更不³⁹煩⁴⁰レ述。但葺不合尊之太子神倭磐余彦天皇年十五為⁴¹太子⁴²。卅五歳甲寅從⁴³筑紫日向宮⁴⁴。船師東征。至⁴⁵庚申年⁴⁶。平⁴⁷定中国⁴⁸。辛酉年正月即天皇位。是為⁴⁹レ元。惣計從⁵⁰天皇元年辛酉⁵¹至⁵²今上弘仁二年辛卯⁵³。合⁵⁴一千四百七十一年也⁵⁵。其天皇元年辛酉准⁵⁶計漢地年代⁵⁷。当⁵⁸周僖王三年辛酉⁵⁹。

『日本書紀』を意味すると思われる「本紀」のほかに「諸書」を参照したというのは『日本書紀』を改編した歴史テクストを指すと考えて良いだろう。そのテクストのうち、いわゆる和漢対照型の年代記あるいは年表に近い体裁

のものが存在した可能性が高いことは傍線部「其天皇元年辛酉准_二計漢地年代_一」。当_二周僖王三年辛酉_一と、神武天皇元年が周の僖王三年にあたると述べることから明らかである。

『日本書紀』内部に、大陸王朝と年代を同定する志向はすでに存在していた。

卅九年。是年也、太歳己未。【魏志云、明帝景初三年六月、倭女王遣_二大夫難斗米等_一、詣_レ郡、求_レ詣_二天子_一朝献。太守鄧夏遣_レ吏将送詣_二京都_一也。】

卅年。【魏志云、正始元年、遣_二建忠校尉梯携等_一、奉_二詔書印綬_一、詣_二倭国_一也。】

卅三年。【魏志云、正始四年、倭王復遣_二使大夫伊声者掖耶約等八人_一上献。】（中略）

六十六年。【是年、晋武帝泰初二年。晋起居注云、武帝泰初二年十月、倭女王遣_二重_レ詛貢献_一。】（神功紀）

『日本書紀』(二) 五〇三、五〇七頁)

また、「百濟記云、壬午年、新羅不_レ奉_二貴国_一。貴国遣_二沙至比跪_一令_レ討之」（神功撰政六十二年。『日本書紀』(二) 五〇六頁）「百濟新撰云、己巳年、蓋鹵王立」（雄略天皇二年。『日本書紀』(三) 四一六頁）等、半島史との対照という関心も認められる。そのような年代対照を全体に及ぼして総合化する要請が早くからあったと考えると大過ない。仏

滅年次・末法到来年次論争を可能にする素地は年代記の定着にあった。

三 天慶六年竟宴和歌序と年代記

前節で検証してきた平安時代初期における文化的背景を考慮すれば、天慶六年竟宴和歌序の「終_二於壬寅之歳_一」「四十二帝」をどう解くべきか、もはや明らかであろう。神武即位元年と持統天皇崩御年（繰り返しになるが、持統崩御は『日本書紀』の範囲を逸脱したものである）およびその干支を容易に検索できるとともに、持統を第四十二代天皇として数える年代記が利用されたことは確実である。

天慶六年当時に直幹が利用し得た年代記はもちろん現存しない。現存しないものを論じる危うさはあるが、後世の年代記のスタイルを適用して遡って考えることは許されるだろう。それはおそらく以下の『扶桑略記』『帝王編年記』のごときものであった。『扶桑略記』『帝王編年記』の通史的テキストに対して記事を増補することで成立した史書であるが、その基にあったテキストの体裁を窺い知ることのできる資料である。

たとえば、『帝王編年記』の持統天皇条は以下のように記述される。

第四十一代

持統天皇【諱菟野又鸕野】

天智天皇【右傍、日本紀第三十、当三唐四代則天皇】第二女。母曰越智娘。蘇我山田大臣石川麿女也。天武天皇立為皇后。

御宇十年。【自丁亥一至丙申一】藤原宮【大和国高市郡】。

元年丁亥。仏滅後一千六百三十四年。当三唐則天皇垂拱三年也。（中略）

十年丙申八月一日。讓三位於皇太子。【文武天皇】。

大宝二年壬寅十二月十日崩。奉葬高市郡大内陵。【天武同陵】。去位七年。号持統天皇。

文武への讓位は十年条で明言しているが、持統一代記のまとまりのなかに「大宝二年壬寅」の崩御までを含めて記すものであり、天慶六年竟宴和歌序の場合もこれに類する年代記の直接的な利用が想定される。

また、持統を第四十二代と数えるのは『扶桑略記』のよ
うな皇統譜に依拠したものである。『扶桑略記』では天皇名を掲出した標題に「持統天皇【四十二代 女帝 号菟野皇后】 治十年 王子一人 无即位人」と明記されてお
り、これは神功皇后を第十五代天皇として歴代数に加えた上に、清寧天皇と顯宗天皇の間に第二十四代天皇の

「飯豊天皇」を立てることから生じたものであった。

飯豊天皇【廿四代 女帝 无王子】 清寧天皇養子 履中女】

市辺押磐皇子女。去來穗天皇孫。母萬姫也。甲子歲春

二月。生年四十五即位。顯宗天皇。仁賢天皇。兄弟相讓。不即皇位。仍以其姉飯豊青姫。令乘天下之政。矣。（中略）此天皇。不載諸皇之系圖。但

和銅五年上奏日本紀載之。

直幹が参照した年代記に實際に「飯豊天皇」が歴代天皇に含まれていたかどうかが大事なのではなく、「日本書紀」の設定とは異なる皇統譜を持つ年代記があり得たということである。強調したいのは、これは単に正史を簡略化・通史化するといったありようとは異なる本質的な転換だという点である。『日本書紀』とは異なる皇統譜を作り出すというのは、天皇代によって時代を区分し歴史を構造化していた古代日本においては、全く新しい歴史像を構築することを意味していた。

このような年代記がいつどのように成立したのか特定することは不可能であるが、やはり日本書紀講書と密接に関わるものとして捉えるべきではないか。『日本書紀』を読むに際して参考すべき書を挙げる、有名な問答が承平講書に見られる。

問。考^二讀此書^一。將^二以^一何書^二備^一其調度^二乎^一。
師說。先代旧事本紀。上宮記。古事記。大倭本紀。假
名日本紀等是也。⁽²⁷⁾

ここに列挙される『先代旧事本紀』『上宮記』『大倭本紀』『假名日本紀』といった神話・古代史テクストは、日本書紀講書における『日本書紀』解釈を通じて産出されたもので、それらが再び講書における議論の現場に還元されることについては先学に指摘がある。天慶六年日本紀竟宴和歌序に関わる年代記もそのような状況のなかに生まれたものであろう。その点に関して、『新日本紀』（巻一）開題部が引く承平講書における問答が『日本書紀』の位置づけを論じていて示唆的である。

又問。不^レ謂^二日本書^一。又不^レ謂^二日本紀^一。只謂^二日本書紀^一。如何。

答。師說。伝^二習大唐文字^一。考^二九流書^一撰^二出此書^一。其中殊者。神代之事。倭歌古語等是也。⁽²⁸⁾

『日本書紀』の特に価値のある部分は「神代」「倭歌」「古語」であると明言されることは見逃せない。『日本書紀私記』等を通じて確認できる講書における問答を見ても、人代以降よりも神代の部分に重点が置かれた上に、漢字文の全体を和語で読みくだすという、およそ他の典籍ではおこなわれない特殊な訓読法が意識的に採用され、その訓読

をめぐる議論の比重が大きかったことがわかる。⁽²⁹⁾ 神代の物語と、歌謡、そして本文に対する和訓に関心が偏った『日本書紀』は、講書そのものに関わる場以外では史書としてはほとんど利用されることがなかったと考えて良い。史書としての実用性を失う一方で、『日本書紀』はそれとは別のところで古典化を果たし、実用性は年代記等が担うことになるのである。歌序の作者である直幹が『日本書紀』と年代記との間の相違に自覚的であったかどうかといえは、おそらく無自覚である。年代記は、いわば、通覧に便利な『日本書紀』という位置づけなのであり、『日本書紀』の梗概を示すのに利用することは実際的なおかつ可能であると考えていたのであろう。

以上、『日本書紀』そのものを講義する日本書紀講書の竟宴という場であっても『日本書紀』ではないテクストが利用され、それをもとに直幹が『日本書紀』の概要を論じていたという実態を見てきた。ただし、これは天慶六年日本紀竟宴和歌序の問題にとどまるものではない。

たとえば、「終^二於壬寅之歲^一」に関しては、持統の崩御までを一つのまとまりとする意識が八世紀の段階で発生していた可能性を窺わせるものとして『続日本紀』大宝元年三月条・同八月条に引かれる『年代曆』に留意すべきである。この『年代曆』が『続日本紀』大宝元年にのみ現れる

ことについて、神野志隆光氏は、

「年代暦」という名からすると、編年のかたちのものであり、文武天皇だけではないはずである。そして、ここにしか出ないということからすると、あとに続くというより、その前代、『日本書紀』の範囲にまたがるものだったと見るのが自然だ。

と説く。しかし、大宝元年以降の記事が見られないことの意義は従来説明されてこなかった。あくまで想像ではあるが、大宝元年以降に続かないというのは、『年代暦』が大宝二年の崩御までを持統天皇本紀の範囲としていたためではないか。だとすれば、この類のテキストを増補したものが、本論で扱った年代記に繋がるものであると考えられる。

おわりに

天慶六年日本紀竟宴和歌序に見られる「終ニ於壬寅之歳」「四十二帝」という表現が『日本書紀』に依拠したものではないという事実をどのように考えるべきか論じてきた。日本書紀講書が開始された平安時代以降、歴史テキストとして実用されたのは『日本書紀』等の正史ではなく、それらを通史化した年代記の類であったという状況を踏まえ、天慶六年日本紀竟宴和歌序の成立に際して利用された

のも、『帝王編年記』のように持統天皇代をその崩御の記事まで含め、また、『扶桑略記』のように『日本書紀』とは異なる皇統譜で成り立つ年代記であったはずだというのが結論である。

ただし、年代記については注意すべき点がある。それが広く流布し定着した契機について、利便性という側面はたしかに重要ではあったが、それを強調するだけでは一面的に過ぎる。第二節で見たように、弘仁期においてすでに大陸王朝との年代対照が試みられており（『歴運記』）、仏徒は仏滅年代の同定と経過年数の計算に利用していた。いずれの場合も、自分たちの生きていく日本という地域が中国・インドと同じ歴史的時間を共有しているという自覚のもとでなされたものであった。後世の『扶桑略記』に対して平田俊春氏が「世界史的立場をとっている」と評したことが思い起こされる。初期の年代記が、日本における世界的視野の獲得を導く原動力となったといっても過言ではないだろう。

以上、天慶六年日本紀竟宴和歌序を通じて、平安期における新しい歴史テキストの定着と利用という大きな問題の広がりを見渡したところで本論のまとめとする。「はじめに」で述べたように、日本紀竟宴和歌の研究はまだ緒に就いた段階であり、個々の序・歌・左注についての注解を積

み重ねると同時に、それを総合して竟宴和歌全体の意義を論じるところまで進まなくてはならない。そのためには、竟宴和歌と不可分の関係にある日本書紀講書に対する研究の深化も必要となる。今後の課題としたい。

注

(1) 個別的に竟宴和歌を扱ったものとしては、木田章義「弁官と放還——『日本紀竟宴和歌』の世界——」(『文学』第一巻第四号、一九九〇年)、山崎正之「二月夜見尊」神話をめぐって——天慶六年度日本紀竟宴和歌一首——(『梅沢伊勢三先生追悼記紀論集』続群書類従完成会、一九九二年)、徳盛誠「『日本紀竟宴和歌』におけるニギハヤヒ——平安朝の日本紀言説」(『国語と国文学』第七八巻第五号、一九九五年)、渡辺正人「延慶度『日本紀竟宴和歌』の冒頭部の配列意識——神武天皇関係歌をめぐって——」(『女子聖学院短期大学紀要』第二八号、一九九六年)、同「平安初期の和歌的状况——延喜度日本紀竟宴和歌をめぐって——」(『女子聖学院短期大学創立三十周年記念論文集』女子聖学院短期大学紀要第三〇号、一九九八年)、山崎正之「アメワカヒコ神話再論——天慶六年度日本紀竟宴和歌二首」(『太田善麿追悼論文集 古事記・日本書紀論叢』続群書類従完成会、一九九九年)、同「日本書紀受容の一形態——『日本紀竟宴和歌』の世界から——」(戸谷高明

編『古代文学の思想と表現』新典社、二〇〇〇年)、稲生知子「『哀れ』なるヒルコへ——神話生成の現場としての日本紀竟宴——」(『日本文学』第四九巻第六号、二〇〇〇年)、中川ゆかり「講書と竟宴——日本紀竟宴和歌の一面」『上代散文 その表現の試み』塙書房、二〇〇九年。初出二〇〇三年)などが主な先行研究である。

(2) 西崎享『本妙寺日本紀竟宴和歌 本文・索引・研究』(翰林書房、一九九四年)二二九～二四〇頁。翻刻に誤りがあるので、影印(九八頁)によって訂正した。

(3) 黒板勝美・国史大系編修会編『日本書紀私記 釈日本紀 日本逸史』(新訂増補国史大系、吉川弘文館、完成記念版一九六五年)所収『日本書紀私記(甲本)』三～五頁。

(4) 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注『日本書紀(一)』(岩波文庫、岩波書店、一九九四年)、四二三頁。以下、『日本書紀』の引用は岩波文庫本の校訂文による。

(5) 「大宝二年」十二月……太上天皇崩(『青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸校注』続日本紀 一)新日本古典文学大系、岩波書店、一九八九年。六一二頁)。

(6) 田中卓「住吉大社神代記(写真版)」(『田中卓著作集7 住吉大社神代記の研究』国書刊行会、一九八五年。初出一九五一年)一七～一八頁。「諱」は「諡」の誤りかと思われるが、原文のままとした。

(7) 注6前掲書第三章「神代記疑点の解明(その一)」第四

章「神代記疑点の解明(その二)」(初出一九五一年)「住吉大社神代記の研究」に対する批評に就いて」(初出一九五二年)「再考・住吉大社神代記」に成立論に関わる研究史の整理がなされ、天平成立説をとる田中卓氏の反論が見られる。

(8) 筒井英俊校訂『東大寺要録』(国書刊行会、再版一九七一年)、一一七頁。

(9) 黒板勝美・国史大系編修会編『日本紀略 前篇』(新訂増補国史大系、吉川弘文館、完成記念版一九六五年)六五頁。

(10) 神野志隆光「『革命勘文』の依拠した『日本記』」(『変奏される日本書紀』東京大学出版会、二〇〇九年。初出二〇〇七年)。

(11) 『本朝月令』所引『高橋氏文』「六月 朔日内膳司供忌火御飯事」。村田正志・秋本吉徳・真壁俊信校注『神道大系 古典編十三』(神道大系編纂会、一九九二年)二四二〜二四四頁。「延暦十一年」は原文「十九」とあるが伴信友の指摘に従い、「十一」に訂す。

(12) 反正天皇崩御年に関しては諸本によって「五年」「六年」と異同があり、六年の場合は空位の年はないことになる。

(13) 神野志隆光氏が注10論文において、三善清行がそのよくなスタイルのテキストに依拠したと指摘したことが想起される。

(14) 前掲『日本紀略 前篇』六一〜六三頁。

(15) 田村圓澄「末法思想の形成」(『日本仏教史 三』法蔵館、一九八三年。初出一九五四年)。

(16) 石田瑞麿「日本における末法思想」(『日本仏教思想研究 三』法蔵館、一九八六年。初出一九七六年)。

(17) 高雄義堅「末法思想と隋唐諸家の態度」(『中国仏教史論』平楽寺書店、一九五二年)。

(18) 末木文美士「平安初期仏教思想の研究——安然の思想形成を中心として」(春秋社、一九九五年)第一部第三章第五節「仏滅年代をめぐる論争」(初出一九八八年)。

(19) 『大正新脩大蔵経 第七一巻』(大蔵出版、再刊版一九七八年)四八c頁。

(20) 黒板勝美・国史大系編修会編『延暦交替式 貞観交替式 延喜交替式 弘仁式 延喜式』(新訂増補国史大系、吉川弘文館、完成記念版一九六五年)一〇〇九頁。

(21) ただし、前述したように、文武を第四十二代とするのが直幹の意図であれば、歴代数に関する以下の検証は不要である。

(22) 注10前掲書所収、神野志隆光「『扶桑略記』の位置」。

(23) 黒板勝美・国史大系編修会編『扶桑略記 帝王編年記』(新訂増補国史大系、吉川弘文館、完成記念版一九六五年)所収『帝王編年記』一四〇〜二頁。

(24) なお、讓位や崩御の年月日は『日本書紀』とは異なる。

(25) 注22前掲新訂増補国史大系本所収、『扶桑略記』六六頁。

(26) 『扶桑略記』、二〇〜一頁。

(27) 注3前掲新訂増補国史大系本所収、『日本書紀私記』(丁

本〕一九〇頁。

(28) 神野志隆光『古代天皇神話論』(若草書房、一九九九年)第四章第一節「一元化への運動」。津田博幸「日本紀講の知」(『古代文学』三七号、一九九八年)等。

(29) 『釈日本紀』開題部において出典を示さずに問答を引いたものは、承平講書の問答を記録した私記の異本(神野志隆光氏は「異本『私記丁本』と呼ぶ)と認定される。参照、注10前掲書所収、神野志隆光『日本書紀私記(丁本)』(『私記丁本』の資料批判)(初出二〇〇一年)。

(30) 注3前掲新訂増補国史大系本所収『釈日本紀』五〇六頁。
(31) 日本書紀講書において『日本書紀』全体を和語で読み通したことの問題については、拙論「『倭訓』の物語としての『日本書紀』」(『国文学』四四卷一―号、一九九九年九月)、「『倭訓』の創出——講書の現場から」(神野志隆光編『古事記の現在』笠間書院、一九九九年)で論じたので参看を乞う。日本書紀講書に関しては別稿で論じる予定である。

(32) 注5前掲『続日本紀』一「三六、四六頁」。

(33) 神野志隆光「複数の『古代』」(講談社現代新書、講談社、二〇〇七年)二〇八頁。

(34) 平田俊春「扶桑略記の成立」(『日本古典の成立の研究』日本書院、一九五九年。初出一九五六年)三五四頁。

『上代文学』投稿規程

- 1 投稿者は会員に限る。
- 2 投稿論文は原則として縦書きとし、分量は四百字詰め原稿用紙四十枚以内(注をも含む)とする。
- 3 ワープロ原稿の場合には、原則として縦書き、一行四十字に設定し、分量は四百行以内(注をも含む)とする。
- 4 投稿論文は、原本を手許におき、コピー五部を送る。投稿論文の表紙には、投稿者の住所および勤務先(学生の場合は大学名、学部学科名または大学院課程名、学年)を記載する。氏名にはその読みをかなで書き加える。
- 5 投稿論文の送り先は事務局とする。
- 6 投稿論文の締切は、六月十五日、十一月三十日の年二度とする。
- 7 投稿論文に対しては、部分的修正を要求する場合があります。
- 8 投稿論文の採否は、編集委員会の議を経て常任理事会で決定し、その結果を通知する。
- 9 投稿論文(コピー五部)は返却しない。
- 10 「上代文学」に掲載された論文等の著作権は執筆者に帰属する。ただし、発行から五年を経過した分については、特に申し出がない限り、上代文学会の責任において順次電子化公開する。
- 11 翻刻・影印などを含む論文等については、「上代文学」への投稿に際し予め所蔵者から電子化公開の許可を得ておくこと。許可が得られない場合も投稿を妨げないが、その旨を原稿の末尾に明記するとともに、非公開とする箇所を明示すること。
- 12